

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢のデータ、これに対応する民間従業員のデータ

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
多気町	歳 50.7	人 18	円 300,894	円 312,205	円 309,300				
うち給食職員	歳 52.2	人 9	円 299,588	円 305,488	円 300,900	調理師	歳 43.1	円 282,600	1.07
うち清掃職員	歳 51.7	人 3	円 313,400	円 332,600	円 331,900	廃棄物処理業	歳 43.3	円 299,800	1.11
うち自動車運転手	歳 47.0	人 4	円 272,625	円 315,000	円 311,700	自動車運転手	歳 48.1	円 265,600	1.18
用務員	歳 50.0	人 2	円 294,500	円 306,250	円	用務員	歳 53.9	円 227,200	
三重県	歳 46	人 430	円 347,161	円 396,977	円 371,137				
国	歳 48.8	人 5,193	円 287,094	円	円 320,514				
類似団体	歳 49.9	人 16	円 285,232	円 304,097	円 295,183				

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
多気町	5,167,775		
うち給食職員	5,060,010	3,966,200	1.28
うち清掃職員	5,511,708	4,192,600	1.31
うち自動車運転手	5,187,088	3,668,200	1.41
うち用務員	5,071,208	3,284,300	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16~18年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた資産値です。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ (平成19年4月1日現在)

①給食職員 (調理員)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人 1	人	人 1	人 2	人 1	人 4	人	人 9

②清掃職員

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人 1	人	人	人	人 2	人	人 3

③運転手

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人 2	人 1	人	人	人 1	人	人 4

④用務員

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人 1	人	人	人	人 1	人	人 2

(3) そのた給与に関する事項 (給料表、手当、昇給基準等) 等

①給料表について

国の行政職給料表 (一) 適用 (ただし、3級まで)

②各種手当

一般職に同じ

特殊勤務手当：一般職に同じ

### ③昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給を標準として昇給

## 2. 基本的な考え方

多気町行財政改革大綱及び職員定員適正化計画に謳われているとおり、職員の定員管理について厳しく管理している現状であります。

技能労務職員については、原則退職者不補充とし、新規正規職員の採用はしないこととしています。

職員の退職又は病気休暇等によって人員不足となった場合は、非常勤職員の雇用等で対応していくこととし、その後は、指定管理者又は民間委託を検討します。

## 3. 具体的な取組内容

### ①給与について

現在、行政職給料表（一）を使用し三号給までの運用としています。今後、行政職給料表（二）への移行を検討していきます。

### ②諸手当について

平成20年度より一般行政職、技能労務職の特殊勤務手当の全廃を行います。

### ③昇給のあり方について

技能労務職員だけでなく、一般行政職員についても、人事評価（勤務の実績・勤務評価）の制度の導入が検討されています。

4、技能労務職については、平均50.7歳と高齢化しており、事務・事業の見直しは必至の状況にあります。特に給食センター・美化センターの業務については、近い将来民間委託を想定しており、これにより技能労務職の定員は削減されます。

年度別定年退職者数一覧表

年度	定年退職者数	在職者数	定年退職者内訳
19年度	2人		調理員 2人
20年度	1人	16人	清掃員 1人
21年度	4人	15人	調理員2人・運転手1人・用務員1人
22年度	1人	11人	清掃員1人
23年度		10人	
24年度	1人	10人	調理員1人
25年度以降		9人	